

## (仮称)湧別町自治基本条例検討委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称)湧別町自治基本条例検討委員会(以下「委員会」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、湧別町における条例制定の必要性に関して調査、検討し答申する。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、15人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 公募町民

(2) 有識者

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条の任務が終了するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (町職員の参加)

第7条 委員会に町長が指名した町職員をオブザーバーとして参加させ、委員とともに関係事項を検討し、意見を述べさせることができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月15日から施行する。